

議員提出第三号議案

一般医薬品のインターネット販売に反対する意見書

医薬品は、人の生命、健康に直接影響を与えるものであり、一般の商品とは全く異なるものである。このため、医薬品の販売は薬事法により厳しく規制されている。

平成二十一年の「改正薬事法」施行に伴い、省令により、一般医薬品について、第三類医薬品を除き、インターネット販売が禁止されたところである。

このような中で、去る一月二十六日、政府の行政刷新会議の規制・制度改革に関する分科会は中間とりまとめにおいて、「インターネット等で医薬品を販売するためのルールを制定する。」とし、インターネット販売の規制緩和の方向性を示している。

このため、薬害被害者団体や消費者団体は、安全性を無視した規制緩和であるとして、政府に対し反対の申し入れを行っている。

インターネットにおいては、販売者の匿名性が高いこと等責任の所在が明確でないことが多く、わが国では認められていない医薬品や乱用薬物、医薬品まがいの健康食品などが、しばしば商品として売られ、社会問題となっている。

また、警察庁の調査によれば、乱用薬物のインターネット販売は増加の傾向にあるなど、ウェブサイト管理者の、こうした悪質な取引を排除する努力も十分とは見えず、単に場所を提供しているだけ、とその責任を否定している状況である。

よって、国会及び政府におかれては、医薬品のインターネット販売の規制緩和を議論する前に、生命関連商品である医薬品販売の場として、現在のインターネットが相応しいのか、薬害被害者の強い懸念をおしてまで、今、規制緩和が必要なのか、ウェブサイト管理者の責任をどう考えるのか等を時間をかけて議論するよう強く要望する。

右、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十三年三月十五日

大分県議会議長 安 部 省 祐

衆議院議長 横路孝弘殿

参議院議長 西岡武夫殿

内閣総理大臣 菅直人殿

厚生労働大臣 細川律夫殿

内閣府特命担当大臣 蓮 舫殿

(行政刷新担当)